

Preserve Kyoto(海外からの寄付受入れの取組)に係る寄付金取扱業務委託に係る
プロポーザル募集要項

Preserve Kyoto(海外からの寄付受入れの取組)に係る寄付金取扱業務委託に関し、次のとおり受託希望者を募集する。

1 募集趣旨

本市では、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を令和3年3月に総括した際に、「国への要望に加え、民間や海外との連携が重要」との今後の考え方を示した。このうち、「海外と連携した取組」について、海外寄付受入れの取組を令和3年8月から開始し、令和6年3月にはウェブサイト「Preserve Kyoto」を立ち上げた。

令和7年度のPreserve Kyotoに係る寄付金取扱業務に関し、受託者を募集する。

実施に当たっては、寄付金取扱業務に関する専門的な知識や技能が求められ、価格以外の要素が占める割合が大きく、総合的に審査する必要があることから、プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の概要

別紙「仕様書」のとおり

4 委託金額の上限金額

システム運用・保守費用等として年間100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）かつ決済ごとに係る手数料として一件当たり2.8%～3.8%（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の間とする。

（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む。（追加費用の請求は不可）

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

※ 一部、月額利用料等に関しては、本市が月に定められた業務の完了を確認した後、受託者の請求に基づき30日以内に支払う。

5 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- （1） 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市

競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) （略）
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

6 提出資料

本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出してください。

- (1) 参加申込書〈5部（原本1部及び複写4部）〉【第1号様式】
- (2) 企画提案書

「3 委託業務の概要」を踏まえ、以下の資料を提出すること。

- ・企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）
- ・本業務の実施体制及び従事者の経歴等が分かる資料
- ・本業務に類似する業務等の受託実績調書（複数の実績がある場合は、最大3件まで）

- ・ 契約締結から終了までのスケジュール
- ・ 見積書（経費内訳書を付けるなど、算出根拠が分かるようにすること。）

【第2号様式】

- ・ その他
提案書等について、特に様式等は問わない。ただし、大きさはA4サイズとする。
- ・ 直近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書
（非営利団体等にあつては、これらに相当する書類）〈1部〉
- ・ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、(1)に掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。
ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉
イ 印鑑証明書 〈1部〉
ウ 納税証明書（国税及び京都市税） 〈1部〉
エ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） 〈1部〉 【第3号様式】
オ 使用印鑑届 〈1部〉 【第4号様式】
カ 誓約書 〈1部〉 【第5号様式】
キ 外部サービス選定基準 〈1部〉 【第6号様式】
※ ア、イ、ウについては、申請日前3箇月以内に発行のもの。

7 企画提案の提出方法

(1) 提出方法

郵送、持参又は「(3) 提出場所」に記載のメールアドレスへの電子メール送付にて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月27日（木）午後5時まで【公開日から2週間目に設定】

(3) 提出場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市総合企画局人口戦略室 京都創生担当 担当：角田

電話：075-222-3375 FAX：075-222-2902

メール：kyotososei@city.kyoto.lg.jp

(4) その他

- ・ 電子メールでの提出の場合は、データは全てpdf形式とする。
- ・ ただし電子メールでの提出については、提出期限を令和7年3月27日（火）午後1時とし、申込完了の返信をもって受付が完了したものとする。

8 注意事項等

- ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

- イ 提出された書類等は、参加者に返却しない。
- ウ 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、本市の承諾を得た場合以外は認めない。
- エ 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。
- オ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

9 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、「7 企画提案の提出方法」に記載のメールアドレスに送付すること。（質問の受付は、令和7年3月18日（火）午後5時必着。電話不可）

回答については、当方から回答文書を電子メールで送付するほか、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

10 審査

プレゼンテーションは実施せず、書類審査のみとし、事業者の選定のために組織する審査委員会を設置し、審査を行う。審査委員会は、都市経営戦略監（審査委員長）、人口戦略室長、京都創生課長、京都創生担当の4名で構成する。

採点に当たっては、「11 審査基準」に掲げる項目ごとに採点を行う。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。また、受託希望者の最高点が60点に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

11 審査基準

提案書について、以下の項目について採点のうえ各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。

ただし、同点の場合は市内中小企業に該当する者を上位とする。それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

<採点項目>

ア 安全かつ円滑に遂行できる人員体制は組めているか【20点／100点】

イ 類似業務の実績、内容は十分か【20点／100点】

ウ 個人情報保護やセキュリティの観点から、システムの安全性が保たれているか【20点／100点】

エ 本市担当者が寄付情報を管理するうえで、操作性の高いシステムとなっているか【10点／100点】

オ 見積額は適切か【20点／100点】

以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て）

評価点＝20点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）

カ 仕様を超えた効果的な提案、工夫があるか。【10点／100点】

キ 本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか【加算5点】

12 審査結果の通知・公表

審査結果を各事業者へ通知し、参加した事業者及び評価点を京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

13 契約手続

プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する（契約締結日は、令和7年度予算執行が可能となる令和7年4月1日以降とする）。

受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。また、その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行う。

なお、本募集は、令和7年度一般会計予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として選定の手続を行うものであり、本件に係る予算が成立しないときは、選定は無効とする。この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生している場合でも、応募者は、その費用を京都市に請求することはできない。